

市会議第10号

京都市会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

京都市会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成23年5月18日提出

提出者 市会議員 加藤 盛司 ほか15名
(各 派 世 話 人)

京都市会委員会条例の一部を改正する条例

京都市会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「まちづくり消防委員会」を「まちづくり委員会」に、「建設局及び消防局」を「及び建設局」に改め、同条第5号中「交通水道委員会 交通局」を「交通水道消防委員会 消防局, 交通局」に改める。

第7条第1項ただし書中「4人」を「6人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

常任委員会の名称及び所管を改めるとともに、特別委員会に置くことができる副委員長の数の上限を改める必要があるので提案する。